

第23期第6回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和8年1月26日（月） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館
（京都郡苅田町磯浜町1-2-6 TEL 093-434-1704）

3 議 題

（1）豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について
（諮問） 資料1

（2）特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定に係る取扱いについて
（諮問） 資料2

（3）福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問） 資料3

（4）その他

7漁管第2136号
令和8年1月14日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌年9月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第三種けた網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月8日から翌年4月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
刺し網漁業	まながつお流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	5月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	4	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	3	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	4	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

7水第1749号

令和8年1月22日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定
に係る取扱いについて (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の知事管理漁獲可能量の設定について、別紙の取扱いとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



別紙

**特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定に係る取扱いについて
(かたくちいわし瀬戸内海系群)**

- 令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定に係る取扱い
 - ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」の知事管理漁獲可能量の設定については、福岡県資源管理方針で、国から定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分することと定められている。
 - ・このため、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量が国から示された際は、その全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分し、福岡県豊前海区漁業調整委員会へは事後報告を行うものとする。

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量
の設定に係る取扱いについて（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」の令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定に関して、諮問文別紙の取り扱いとすることについて、法第 16 条第 2 項の規定*に基づき福岡県豊前海区漁業調整委員会に諮問を行うもの。

【詳細】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。（漁業法第 16 条第 1 項）
- ・知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。（漁業法第 16 条第 2 項）
- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」については、令和 7 管理年度から TAC 管理が開始。
- ・福岡県は分布域に含まれるものの、県内に当該資源を専門に漁獲する漁業種類はなく、漁獲実績もない状態である。
- ・当該資源については、福岡県資源管理方針で知事管理区分が一つのみ設定されており、委員会には県内の配分について裁量の余地のほとんどない。
- ・これらの事情を踏まえ、当該資源の令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定に関して諮問文別紙の取り扱いとすることとしたい。

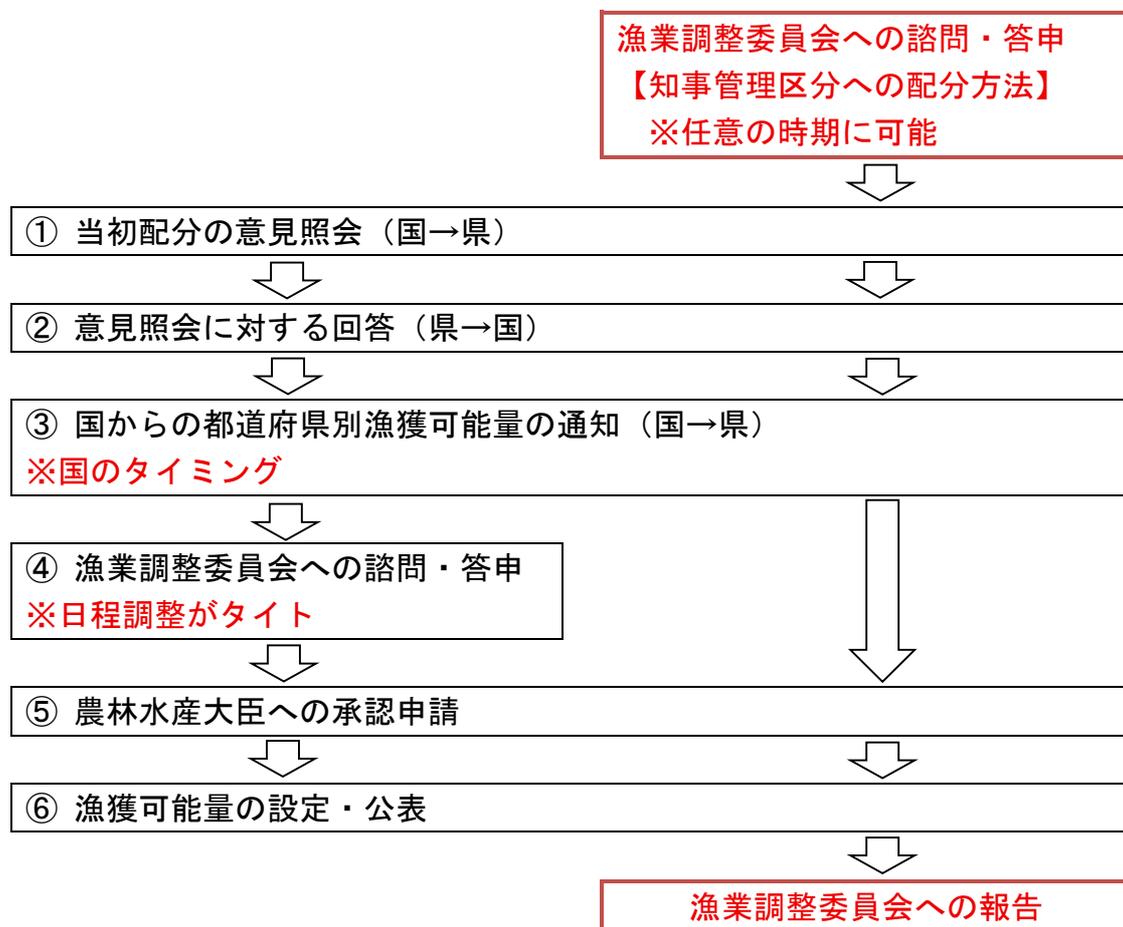
【取り扱い（案）】

- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」の知事管理漁獲可能量の設定については、福岡県資源管理方針で、国から定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分することと定められている。
- ・このため、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量が国から示された際は、その全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分し、福岡県豊前海区漁業調整委員会へは事後報告を行うものとする。

知事管理漁獲可能量の設定に係る手続きのイメージ

【通常】

【変更後】



7水第1798号

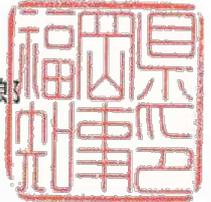
令和8年1月22日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和8年1月26日
福岡県豊前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○資源管理に関する基本的な事項の見直し

福岡県資源管理方針第7条において、「直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。」と規定されている。

福岡県資源管理方針は令和2年12月1日に制定されており、制定から5年が経過したため、県でその内容の検討・見直しを行った。

そこで今回、第1条 資源管理に関する基本的な事項 について、漁業の状況の更新を行いたい。

○くろまぐろ（大型魚）の漁獲量管理手法、その他重要事項の変更

令和8年4月1日より、漁業法の一部が改正され、法第26条2項に、30kg以上のくろまぐろが特別管理特定水産資源として定められる。

そこで今回、福岡県資源管理方針別紙1－4で定める、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の管理の手法、その他資源管理に関する重要事項を変更したい。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更について、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

くろまぐろ (大型魚) は法第 26 条第 2 項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針</p> <p>(制定 令和2年12月1日) 最終改正 令和8年〇月〇日</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>くろまぐろ(大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</p>	<p>福岡県資源管理方針</p> <p>(制定 令和2年12月1日) 最終改正 令和7年12月26日</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>くろまぐろ(大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</p>

<p>漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 <u>くろまぐる（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。</u></p> <p>(別紙1-5) ～ (別紙1-11) (略) (別紙2-1) (略) (別紙3-1) ～ (別紙3-12) (略)</p>	<p>漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</u></p> <p>② <u>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）</u></p> <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 <u>知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</u></p> <p>(別紙1-5) ～ (別紙1-11) (略) (別紙2-1) (略) (別紙3-1) ～ (別紙3-12) (略)</p>
--	---